

議案第三五号

公聴會參加者等の意見弁償条例制定に付て  
公聴會參加者等の意見弁償条例制定のようになり

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長坂出 謹

日



昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長天野廉



公聴會参加者等の実費弁償条例

第一条

地方自治法第百七条の規定による公聴會参加者等に対する実費弁償の  
費並びにその支給方法はこの条例に定めるところによる

第二条

実費の弁償として日額三百円を支給する  
町外より出張並びに参加した場合には前項の外に町長がみとめた場合  
は町長が支給する条例(昭和二十八年三朝町条例第一八号)の例により車馬費及び  
鉄道賃を支給することとできる

第三条

前項の外実費弁償支給については町長が支給する条例を準用する

附 則

この条例は公布の日より施行する